

保険料の納付について

【問合せ先】 国保収納課
(0798・35・3156)

平成25年度の納付書は6月中旬に保険料通知書と同封して送付します。

なお、年度途中に加入・脱退等により保険料の変更があった場合は、その翌月に保険料変更後の納付書を送付します。変更後の納付書が届きましたら、すでに送付していた納付書のうち納期限の過ぎていない納付書は使用しないでください。

コンビニでも納付できます

保険料は6月・翌年3月の毎月(年10期)納付する必要があります。納付書は1枚ずつ分かれていきますので、納期内に金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付してください。納付書を紛失した場合は再発行しますので連絡してください。

保険料の特別徴収

(年金からの天引き)

年金を受給している65歳以上の被保険者を対象に、国民健康保険料の「特別徴収(年金からの天引き)」を実施しています。徴収方法は次のとおり。

①すでに特別徴収されている人、4・6月から新たに特別徴収開始の人：年金受給月に特別徴収されます。金額は上の期間を要します。

納期内納付にご協力を

保険料は、金融機関等で納付後、市が確認できるまで相当の期間を要します。

保険料を納期限後に納付し

た場合は、行き違いにより再度納付書が届くことがあります。また、納付のないまま放置すると、納付書の再送付のほか、電話や訪問など連絡をすることがあります。

必ず領収証書の保管を

納付書で保険料を納付した場合は領収証書を発行します。必ず領収印があるか確認してください。

通知書で確認してください。

◎10月から新たに特別徴収

になる予定の人：6月・9月は普通徴収(納付書や口座振替による支払い)になります。特別徴収の対象予定の人でも年金受給額等の判定の結果、従来どおりの方法で保険料を納めていただくことがあります(8月に判定結果を通知します)。判定の結果、納付書で納める人には残りの納付書を送付します。

※特別徴収の人でも口座振替に変更することができません。その場合は別途手続きが必要ですので問い合わせてください。

8月中旬に督促状を送付

地方自治法により納付誓約中である場合も、本来の納期限までに特別保険料が完納とならないときは督促状を送付します。8月中旬に平成24年度保険料未納分について送付する予定です。

福祉医療費助成制度 受給者証を 6月中に送付

該当すると思われる人で申請がまだの方は、医療年金課(0798・35・3131)へ問合せを。なお、平成25年1月1日現在、他市に住民登録をしていた場合などは、その市区町村が発行する25年度課税(所得)証明書の必要になります。

市は、福祉医療費の受給資格申請があり、7月1日以降、受給対象となる人に、新しい受給者証(資格者証)を、受給対象とならなかった人に、資格停止の通知を6月中に送付します(ただし、2年度以上続けて資格停止となる人で、送付希望が無い場合、通知は送付されません)。



医療費助成制度概要(平成25年7月1日現在)

制度	対象	所得制限基準	一部負担金(※3)
老人医療	65歳~69歳	世帯全員の平成25年度市町村民税が非課税	2割負担(低所得認定者は1割負担)
乳幼児等・こども医療(※1)	中学3年生(15歳到達後の最初の3月末日)まで	1歳誕生月の末日まで…所得制限なし 1歳誕生月翌月~中学3年…親権者など全ての扶養義務者の平成25年度の市町村民税所得割額の合計が23万5000円未満(※2)	入院・外来ともに一部負担金なし
母子(父子)家庭等医療	18歳到達後の最初の3月末日までの母子(父子)家庭の子とその養育をしている母・父または遺児	本人(母または父)・扶養義務者など全ての人の平成25年度の市町村民税所得割額の合計が23万5000円未満(※2)	外来…1日600円(低所得認定者は400円)が限度。月2回まで▷入院…1割負担。月額2400円(低所得認定者は1600円)が限度
障害者医療	次のいずれかの人▷身体障害者手帳1級~4級所持者(4級は入院時のみ対象)▷療育手帳A、B1、B2(IQ60以下)所持者▷自閉症の人▷精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者(精神疾患は対象外。2級は精神疾患以外の入院時のみ対象)	本人・配偶者・扶養義務者全ての人の平成25年度の市町村民税所得割額の合計が23万5000円未満(※2)	外来…1日600円(低所得認定者は400円)が限度。月2回まで▷入院…1割負担。月額2400円(低所得認定者は1600円)が限度
高齢障害者医療	次のいずれの要件も満たす人▷障害者医療に該当する人▷後期高齢者医療制度被保険者か老人医療受給者	障害者医療と同じ	障害者医療と同じ

(※1) 小学3年生までは「乳幼児等医療費受給者証」、小学4年生からは「こども医療費受給者証」になります
(※2) 住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除については控除前の所得割額で判定します。平成22年度の税制改正により扶養控除が一部廃止されましたが、当分の間、国の制度(自立支援医療制度)に準拠し、福祉医療の判定に影響が出ないよう対応します
(※3) 老人医療と乳幼児等・こども医療を除く一部負担金は、同一医療機関につき同月内の金額です

食中毒を防ごう!

菌を付けない・増やさない・死滅させる

毎年、全国で多くの食中毒が発生しています。平成24年は、全国で1100件の食中毒が発生し、2万6699人の患者と11人の死者が報告されています。

3つの予防ポイント

食中毒を防ぐポイントは、次のとおりです。

- ①菌やウイルスを付けない
調理作業前や肉・魚介類・卵を触った後などは必ず石けんで手を洗いましょう。
- ②菌を増やさない
冷蔵・冷凍保存が必要な食品を購入したら、すぐに持ち帰って冷蔵・冷凍庫に入れましょう(保存温度は、冷蔵は10度以下、冷凍はマイナス15度以下)。
- ③菌やウイルスを死滅させる
十分な加熱で死滅します。食品の中心部まで加熱しましょう。

風しんの予防を!

予防接種費用を助成

現在、風しんが流行しています。それに伴い、市は、風しん・麻しん風しんの任意予防接種を受ける人に費用助成を行います。対象者は次のとおりです。助成方法など詳しくは市のホームページ(くらしの情報→健康→予防接種)をご覧ください。

問合せは保健所健康増進課(0798・35・3308)へ。
【助成対象期間】6月1日~来年3月31日
【対象者】次の条件を全て満たす人▷接種当日に本市に住民登録がある▷風しんにかかったことがない▷風しん・麻しん風しんの予防接種いずれも未接種である▷妊娠を予定・希望する女性、または妊婦と同居の家族
【助成額】5000円を限度とした接種費用 ※生活保護世帯の人は全額助成